

品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式

- ☑総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている
- ☑しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい (※R6.6.25システム部会より)

令和6年6月に成立した改正品確法が改正され、
VFM(Value for Money)の考え方が記載

(基本理念)

第三条

- 12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 (略)

- 二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

 **VFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(SI型))を提案**

S I 型の活用が想定される事例

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例: 既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

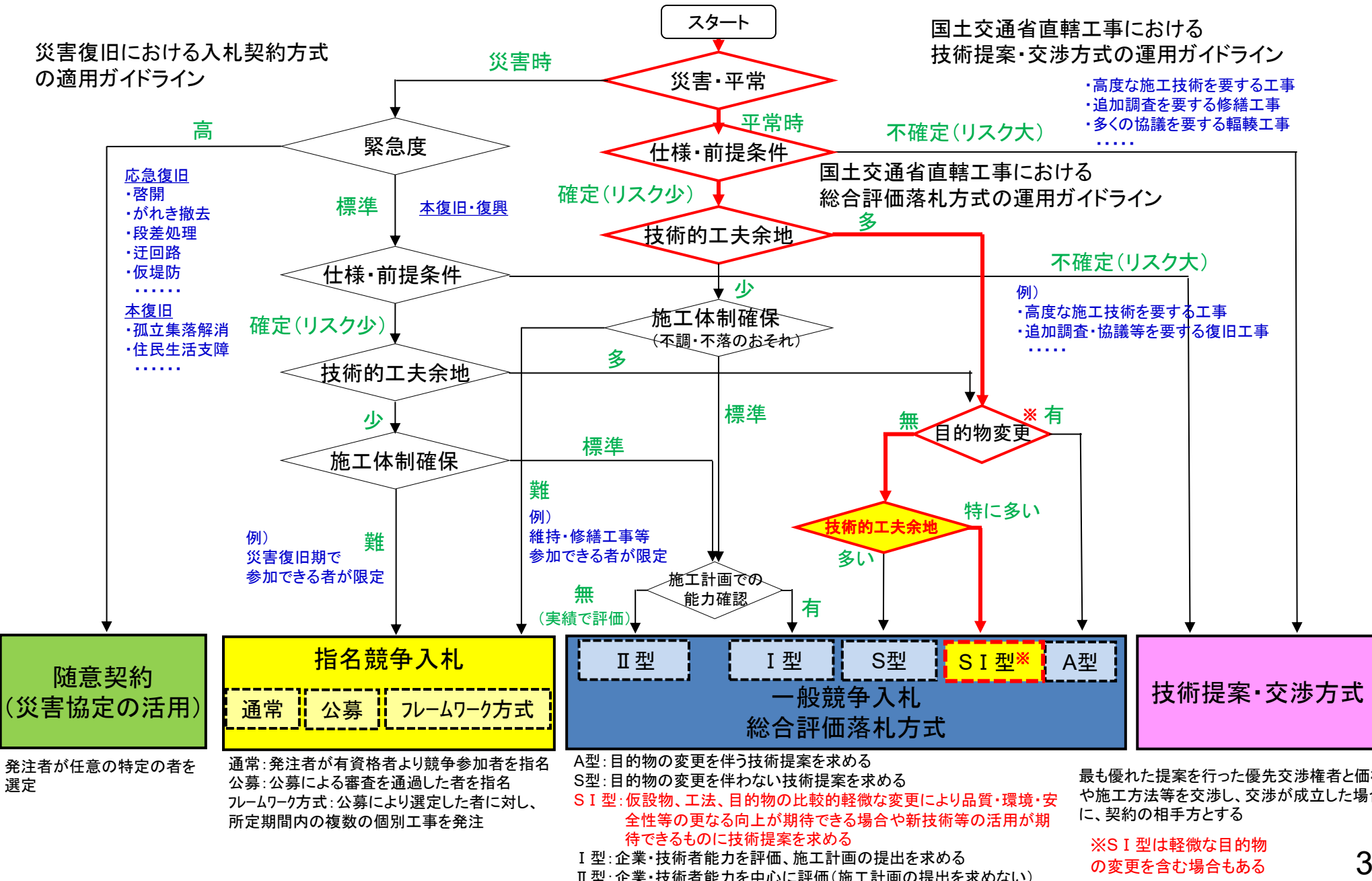
これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する(※)こと前提とした技術向上提案を求めることにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

<具体の想定事例>

- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
 - ・建設現場の省人化・無人化に資する新技術・工法(例:トンネル自動化施工)
 - ・脱炭素に資する機材・工法等
- ②より安全性の高い工法の採用
 - ・施工者のノウハウを生かした交通渋滞・交通事故発生の防止対策、作業員の危険防止対策
- ③点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用 等



S I 型の導入背景、制度概要

- 現行の技術提案評価型S型は、技術点差がつきづらくなっていることや、発注者が設計図書で示す仕様の変更は認められておらず施工者のノウハウを十分に活かす発展的な提案がしづらい等の課題が存在
- 令和6年6月、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、VFM(Value for Money)の考え方が記載。その考え方に基づく、新たな入札契約方式が必要。(⇒S I 型を試行)

観点	S型（現行）	S I 型（試行）	技術提案・交渉方式（ECI方式）
対象工事	発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更（目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む）により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事	発注者が最適な仕様を設定できない工事又は、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
技術提案内容	・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める（従来テーマ）	従来テーマの技術提案（通常技術提案）に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ 設定例 ・導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用（建設現場の省人化・無人化に資する新技術・工法、脱炭素に資する機材・工法等） ・より安全性の高い工法の採用（施工者のノウハウを生かした交通渋滞・交通事故発生の防止対策、作業員の危険防止対策） ・点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用 ※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準	事業課題を踏まえ、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を求める※ ※提案を求めるのは技術協力業務、又は設計業務。工事は優先交渉権者と価格交渉を実施し、合意の後、随意契約
落札者の決定方法	入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で乗じた値（評価値）の最も高い者が落札者となる	入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で乗じた値（評価値）の最も高い者が落札者となる	技術評価点が最も高い者が優先交渉権者となり、技術協力業務又は設計業務において仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を締結する
技術評価点の項目	・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数	・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・技術向上提案の点数	・技術提案の点数
予定価格の設定方法	・発注者が示した仕様に基づいて設定	発注者が示した仕様に基づいて設定 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 公告図書に上限額を明示。上限額は当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定。	予定価格は、技術協力業務（設計業務）において確定した仕様（技術提案含む）に基づき設定
技術提案の履行義務	・履行義務あり	・通常技術提案は履行義務あり ・契約手続き段階で提案された技術向上提案について、発注者が指示を行い、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる	・技術協力業務、又は設計業務において、技術提案には履行義務はないが、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対する履行義務あり。
発注手続き期間	非WTO：合計1.5 か月～2 か月程度 WTO：合計2.5 か月～3 か月程度【段階選抜無しの場合】	工事内容・テーマ等に応じ、通常のS型よりも長く設定する。	工事の特性（緊急度、規模、煩雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて設定（設定例：3～6ヶ月、4～6ヶ月、5～8ヶ月、6～12ヶ月、12ヶ月以上等）

試行実施要領案（抜粋 1／4）

（１）実施目的

⇒ 公共工事品確法が令和6年6月に改正され、総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等の採用に努めることが発注者の責務として新たに規定された。これを踏まえ、本試行においては、導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい新技術・工法等について、直轄工事における適切な評価および活用を推進し、公共工事の品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を図ることを目的とする。

具体的には、直轄工事の発注に際して、「**発注者が設計図書で示す標準的な仕様（発注者が示す仕様）**」に対して、競争参加者から、**一定の範囲内で費用を計上することを前提として「軽微な設計図書の変更を許容した技術提案（技術向上提案）」**を求めることにより、民間企業の優れた技術力・ノウハウの活用を図るものである。

（２）対象工事

⇒ 現行の技術提案評価型S型を採用することが想定される直轄工事のうち、競争参加者の技術向上提案に基づいた**比較的軽微な設計図書の変更（目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む）**により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上等が期待される場合や、新技術・工法等の活用が期待できるもの。
（選定にあたっては、工事の規模が大きいほど効果的な提案が得られやすいことに留意）

（３）競争参加資格等

⇒ S型と同様（技術向上提案を対象とした競争参加資格等の追加が必要であれば適宜設定）

（４）発注手続きに係る期間等

⇒ 技術向上提案の作成・発注者による審査に時間を要するため、**S型より長く設定。**

試行実施要領案（抜粋 2/4）

（５）求める技術向上提案の設定

①設定するテーマの数

⇒ 通常技術提案テーマと技術向上提案テーマを1つずつとすることを標準

②テーマに対する技術提案の数、分量等

⇒ 技術提案の数の上限や分量を適切に設定し過度の負担をかけない

③技術向上提案テーマの内容

⇒ 発注者が示す仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上や新技術・工法等の活用が期待されるテーマを設定

【具体例】 ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用

- ・建設現場の省人化・無人化に資する新技術・工法（例：トンネルの省人化施工）

- ・脱炭素に資する機材・工法等（資材の一部を特定の資材に置き換えることのみを提案することは、競争参加者の技術力を評価することにつながらないため、評価しない。ただし、競争参加者が自ら研究開発した資材や、「国土交通省土木工事の脱炭素アクションプラン」のリーディング施策に記載のある資材（燃料、コンクリート、鉄、アスファルト）の活用についてはこの限りでない。）

②より安全性の高い工法の採用

- ・施工者のノウハウを生かした交通渋滞・交通事故発生の防止対策、作業員の危険防止対策

③点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用 等

【留意点】 ・対象範囲を可能な限り明確にし、技術向上提案テーマと通常技術提案テーマを明確に区別

- ✓ 提案を求める対象範囲（工種・箇所）や段階を明示することが望ましい

- ✓ 効果の高い提案を求めるため、「工場製作、輸送、仮設備、架設作業」のような一連の流れに対して提案を求めることも可能

- ✓ 本工事の目的物となる構造物の維持管理において想定される課題と、その課題へ対応するための本工事（設計、材料、工場製作、現場作業等の各段階を含む）における対策」を求める等、提案対象の選定理由も評価対象に含むことも可能

- ✓ 技術向上提案テーマを「新技術活用」、通常技術提案テーマを「生産性向上」とするような、競争参加者がどちらのテーマで提案するか判断することが困難となるようなテーマは設定しない（提案を求める対象や観点を明確に分離することが望ましい）

- ・コスト縮減を求める提案は技術向上提案テーマとして設定しない

④技術向上提案に関する費用の明示

⇒ 発注者が示す仕様と比較して技術向上提案の実施に必要な費用が大きい場合で、発注者が当該提案を採用した場合は、発注者から変更指示し設計変更対象とする（入札では提案の実施費用を予定価格、入札価格の双方に含めない）

費用の上限は、公告時点の予定価格の5%の範囲内で発注者が適切に設定

発注者が上限金額を公告図書に明示するとともに、競争参加者が当該提案の実施にかかる概算費用を提案書に明示させる

試行実施要領案（抜粋 3／4）

（６）技術向上提案の配点及び評価

⇒ 技術向上提案の評価点は、S型の配点において技術提案に配分されている点数の一部として設定
当分の間、技術提案に関する配点の合計に対して技術向上提案の配点割合が1／2から1／3になるように設定
各工事の課題に応じた的確性及び実現性を評価項目とし、それぞれについて三段階程度で定性的に評価

【留意点】

- ・ 技術向上提案の実施に係る概算費用の多寡は、技術向上提案の評価対象としない
- ・ 提案書に記載された概算費用の合計が発注者の提示する上限額を超過している場合は評価しない（当該提案について0点扱い）
- ・ 過剰な品質の向上を謳う技術向上提案については優位に評価しない
- ・ 資材の一部を特定の資材に置き換えることのみ提案は評価しない（自社開発等を除く）
- ・ 技術向上提案に対する理解度を確認するために必要に応じてヒアリングを実施
- ・ 通常技術提案に関するヒアリング結果を評価対象とする場合は、技術向上提案の理解度についても評価対象として設定可
- ・ 評価結果は、S型の評価結果通知の運用を踏まえ適切に通知・情報公開

（７）技術向上提案の採用の決定

⇒ 技術向上提案の採用は、各発注者において第三者委員会に諮り、その審議結果を踏まえて各発注者が判断
（S型において各競争参加者の提案を評価するために開催する総合評価委と同じ枠組みの活用等を想定）
技術向上提案の採用の是非は、契約後速やかに発注者から受注者に通知
技術向上提案を採用する場合は、あわせて当該提案内容の実施を受注者に指示し、速やかに変更契約

（８）技術向上提案に関する契約変更

⇒ 発注者は、指示後速やかに変更契約を行うため、当該技術向上提案に係る見積りを受注者に提出させる
発注者は、当初契約の設計図書に技術向上提案を反映させ、費用を計上する設計変更を行う
入札説明書等においては、「技術向上提案について発注者が採用を決定した場合は発注者指示によって契約変更を行い、当該提案の履行義務を負う」ことを明記
変更契約後の技術向上提案の履行の確保については、S型の技術提案と同様の扱い

試行実施要領案（抜粋 4／4）

（９）技術向上提案に関する費用の考え方

①提案時の概算費用

- ⇒ 技術向上提案の提出段階では、詳細な見積りの提出は求めない
提案の評価やヒアリングに際し、提案者に概算費用の考え方の説明を求めることができる

②提案内容に応じた費用の上限額の考え方

- ⇒ 工事内容を純増させる提案の場合は、追加内容の増工に必要な費用が発注者の示す上限額以内となるよう提案
発注者が示す仕様の一部を置き換える提案の場合は、当初仕様の数量減及び技術向上提案分の増工を設計変更対象とした場合の当初契約額との差額が、発注者の示す上限額以内となるよう提案
※提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計、施工中の品質管理・出来形管理費用も概算費用に含む。

③採用決定後の見積りの徴収と単価の考え方

- ⇒ 受注者から提案部分の見積りを徴収し、協議により請負代金額の変更額を決定
原則として通常の総価契約単価合意方式と同様に扱う
ただし単価の時点は、変更指示時点単価ではなく当初契約と同じ時点の単価を用いる
【単価の考え方】

（ア）当初契約の合意単価表に含まれる単価

原則として合意単価を採用

（イ）当初契約に含まれないが「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」により積算可能な単価

原則として官積算に用いる資料により単価を設定

（ウ）上記外の単価

受注者の見積りの妥当性を発注者において確認、見積りにより単価を決定

※（ア）及び（イ）での技術向上提案において、独自の材料、工法等を用いるため当初契約の合意単価や官積算の単価が適用できない旨が提案内で示されている場合は、（ウ）と同様に見積りを活用した単価を使用することができる。

【留意点】

- ・ 合意単価を用いない場合も、単価合意書に記載されていない工種が生じた場合で特別な理由がない場合以外は落札率がかかる（公告図書に明示する）
- ・ 提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計や、施工中の品質管理・出来形管理の費用は、通常の積算で共通仮設費として積み上げ計上の対象とされているものについては、見積りに含まれた場合は設計変更の対象となり得るが、その他の費用は契約変更後の共通仮設費（率計上）に含まれるものとして扱う。
- ・ 工事着手後の数量変更、スライド条項の適用が生じた場合は通常的设计変更と同様に扱う

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討

R6年度

○・試行に向けた具体の運用、対象工事の選定等の検討



R7年度発注

○技術提案評価型S I 型の試行を実施



R7年度以降

○S I 型及び加算点変更の試行についてフォローアップ調査(効果・課題の把握)、評価の実施

【試行のフォローアップで確認すべき事項案】

- ・従来のS型では、提案し得なかった仕様等の変更提案により、品質・安全性・環境等の向上に繋がられたか。
- ・技術提案評価A型やECI方式で発注した場合と比較し、事務手続き負担は軽減されているか。
- ・技術提案テーマと技術向上提案テーマの配点のありかたは適切か。

等



○「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン」、「公共工事における入札契約方式の適用に関するガイドライン」の改定



本格運用